

「キャッシュカード規定」「ICキャッシュカード規定」変更のお知らせ

平成 24 年 7 月 17 日（火）より、普通預金キャッシュカードの全面 IC 化、IC キャッシュカードの有効期限廃止に伴い、「キャッシュカード規定」「IC キャッシュカード規定」を下記の通り変更いたしますので、ご案内申し上げます。

1. キャッシュカード規定

【変更内容】

変更前	変更後
第 12 条（届出事項の変更、カード紛失・盗難、カード再発行等） （(1) ～ (5) 略） （6）カードの使用不能の場合についても第 2 項以下に準じて当行所定の手続により取扱いを行うことができるものとします。 （7）届出の暗証は～（略）	第 12 条（届出事項の変更、カード紛失・盗難、カード再発行等） （(1) ～ (5) 略） （6）カードを再発行する場合は、当行が認めた場合を除き IC キャッシュカードを発行するものとし、以降は IC キャッシュカード規定を適用します。なお、この場合も、預入払出機、支払機、振込機等を使用した 1 日あたりの払戻し、振込、振替金額の範囲に変更はありません。 （7）カードの使用不能の場合についても第 2 項以下に準じて当行所定の手続により取扱いを行うことができるものとします。 （8）届出の暗証は～（略）

2. IC キャッシュカード規定

【変更内容】

変更前	変更後
第 1 条（カードの利用） （(1) ～ (8) 略）	第 1 条（カードの利用） （(1) ～ (8) 略） （9）新規発行、再発行などで、スーパー IC カード、IC キャッシュカードを発行する際は、預入払出機、支払機、振込機等を使用した 1 日あたりの払戻し、振込、振替金額の範囲に変更はありません。
第 8 条（有効期限） （1）本件カードには当行が定める有効期限があります。有効期限は本件カードの表面に記載されます。 本件カードの有効期限経過後は、キャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。	第 8 条（有効期限） （1）スーパー IC カード、平成 24 年 7 月 14 日以前に発行された IC キャッシュカード（以下、総称して「有効期限付カード」といいます）には当行が定める有効期限があります。有効期限は「有効期限付カード」の表面に記載されます。 有効期限経過後は、スーパー IC カードの当該カードによるキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスのご利用、IC キャッシュカードの当該カードによるキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。

<p>(2) 本件カードの有効期限が到来する場合、有効期限を更新した新しいカードを送付します。なお、クレジットカードサービス付きのカードで当行がクレジットカードサービスの有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカードサービスとともに、キャッシュカードサービスも、有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。</p>	<p>(2) 平成 24 年 7 月 14 日以前に発行された IC キャッシュカードの有効期限が到来する場合、新しい IC キャッシュカードを当行届出住所宛に送付します。</p> <p>(3) スーパーIC カードの有効期限が到来し、当行が引き続き利用を承認する場合、有効期限を更新した新しいスーパーIC カードを当行届出住所宛に送付します。なお、当行がクレジットカードサービスの有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカードサービスとともに、キャッシュカードサービスも、有効期限をもって終了するものとします。</p> <p>(4) 前項の場合において、特に届出がなくとも、当行は必要に応じて当行所定のキャッシュカードを発行し、当行届出住所宛に送付することができるものとします。この場合、キャッシュカード用暗証番号は、そのまま継続するものとします。</p> <p>(5) 第 13 条第 1 項の届出を怠る等の事由で、本条 (2) (3) (4) のカードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、当行は責任を負わないものとします。</p>
--	---

以上